

仕 様 書

- 1 貸付場所及び貸付面積
別紙「貸付場所等一覧」のとおり
- 2 貸付期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）
- 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項
 - (1) デザイン等
周辺環境に配慮したユニバーサルデザインタイプとする。
(車イス使用者に対応した機能があるものなど公共機関にふさわしいものとする。)
 - (2) 環境対策
次の①②のいずれかを満たすもの
 - ① 省エネルギー
「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
 - ② フロン対策
二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。
ただし、販売品目によって、ノンフロンガス冷媒の自動販売機の調達が困難な場合はこの限りでない。
 - (3) 安全対策
 - ① 転倒防止
「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
 - ② 食品衛生
「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
 - ③ 防 犯
硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
 - (4) 使用済み容器の回収
 - ① 回収ボックスの設置
原則として自動販売機1台に1個以上を自動販売機の側に設置する。
 - ② 回収ボックスの規格
 - ア 素材
プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

④ その他

同一施設内において設置者が複数ある場合は、設置者間で協議し責任を明確にした上で適切に回収及び処理する。

(5) 維持管理

① 商品の補充、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き缶置き場の清掃などを行うこと。

② 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③ 設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ並びに苦情について即時対応するものとする。

4 販売商品の種類・価格

(1) 販売品目

別紙「貸付場所等一覧」のとおり

(2) 販売価格

標準販売価格以下とする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 光熱水費等

設置者が自ら設置した計量器(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したもの、かつ、有効期限内のものに限る。)により算定した額、又は、財産管理者が使用許可処理基準により算定した額を貸付料とは別に徴収する。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は設置事業者が負担(設置に伴う電気工事費も含む。)する。

なお、設置に当たっては県の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して県の確認を受けなけ

ればならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。

(2) 設置者は商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。